

全国歯科医師国民健康保険組合 御中

(保険者名を記載ください)

同意書

私が加害者（相手 次郎）に対して有する損害賠償請求権は、法令^(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者^(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出すること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

令和 年 5 月 2 日

念書は基本的には必ず被害者（過失割合に関係なく、事故に遭われた方ご本人）ご本人の名前で記入します。

ただし、例外として

- 被害者本人が未成年の場合は、親権者
 - 被害者本人が死亡の場合は、ご家族等
- が同意書を記入することになりますので、ご注意ください。

届出者（被保険者）

住所 ○○市△△町□丁目

氏名 国保 花代

国



上記の例外に該当する場合は、こちらに被害者本人が記名・押印できない理由を記入します。

【記載例】

- 被害者本人未成年の場合…

【理由】本人未成年のため、世帯主（父、母等）代理署名

- 本人死亡の場合…

【理由】本人死亡のため、配偶者（子、兄弟等）代理署名

(注1) 各保険における根拠法令は次のとおりです。

健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項

(注2) 国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

【被害者が未成年の場合】

(例) 受診者…国保 太郎 (16才) 、世帯主…国保 花代 (母)

全国歯科医師国民健康保険組合 御中

(保険者名を記載ください)

同意書

私が加害者（相手 次郎）に対して有する損害賠償請求権は、法令^(注1)により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者^(注2)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出すること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

令和 ● 年 5 月 2 日

届出者（被保険者）

住所 ○○市△△町□丁目

氏名 国保 花代 国 国保 太郎 国

本人未成年のため、世帯主（母）代理署名

念書は基本的には必ず被害者本人の名前で記入します。

ただし、例外として

- 被害者本人が未成年の場合は、親権者
 - 被害者本人が死亡の場合は、ご家族等
- が同意書を記入することになりますので、ご注意ください。

※その際は、被害者本人の氏名を併記してください。

(注1) 各保険における根拠法令は次のとおりです。

健康保険：健康保険法第57条、船員保険：船員保険法第45条、国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、

後期高齢者医療：高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項

(注2) 国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。

上記の例外に該当する場合は、こちらに被保険者本人が記名・押印できない理由を記入します。

【記載例】

- 被害者本人が未成年の場合…
【理由】本人未成年のため、世帯主（父、母等）代理署名
- 本人死亡の場合…
【理由】本人死亡のため、配偶者（子、兄弟等）代理署名